

第3回八街市農業委員会総会

平成30年3月5日

八街市農業委員会

平成30年第3回農業委員会総会

平成30年3月5日午後3時30分 八街市農業委員会総会を
八街市役所第1会議室に招集し、内容は次のとおりである。

1. 出席者

<農業委員>

- | | | |
|----------|----------|-----------|
| 1. 円城寺伸夫 | 5. 山本元一 | 9. 藤崎 忠 |
| 2. 貫井正美 | 6. 林 和弘 | 10. 石井とよ子 |
| 3. 中村勝行 | 7. 佐伯みつ子 | 11. 岩品要助 |
| 4. 長野猛志 | 8. 山本重文 | |

<農地利用最適化推進委員>

- | | | |
|----------|----------|-----------|
| 1. 青木新一 | 7. 武田幸夫 | 13. 古市正繁 |
| 2. 鵜之澤一行 | 8. 三須 浩 | 14. 鵜澤良一 |
| 3. 井口泰友 | 9. 宮澤貞雄 | 15. 高橋 猛 |
| 4. 保谷研一 | 10. 京増恒雄 | 16. 中嶋洋一郎 |
| 5. 内藤富夫 | 11. 小川正夫 | 17. 山本朝光 |
| 6. 西山善治 | 12. 實川彰一 | 18. 山本 健 |

2. 欠席者

なし

3. 事務局

事務局長	梅澤孝行	主 査	太田謙一
主 査	宮内清志	主 査 補	浅井久子

4. 議決事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 軽微な農地改良事業適合証明の交付について
議案第5号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないものであることの認定に
ついて
議案第6号 農用地利用集積計画（案）の承認について
議案第7号 農用地利用配分計画（案）の承認について

5. その他

報告第1号 農地法施行規則第29条第1号の規定による農地転用の届出について

報告第2号 軽微な農地改良の届出について

報告第3号 農用地利用集積計画の中途解約に係る通知について

○梅澤事務局長

開会を宣す。(午後3時30分)

○岩品会長

平成30年第3回総会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、委員全員の出席をいただき、誠にありがとうございます。

先だつては春一番も吹き、また、大分スギ花粉も飛んでいるようでございます。花粉症の方にはつらい季節となりました。朝晩の寒さは大分緩んできて楽になってきましたけども、今後農業を営む方々にとっては忙しい季節となります。各委員におかれましては、お体をご自愛いただきまして、自分の稼業に励んでいただければと思います。

さて、今月の案件は、農地法第3条、第4条、第5条、本体で7件、軽微な農地改良事業適合証明8件、非農地認定1議案24件、農用地利用集積計画6件及び農用地利用配分計画1件が提出されております。慎重審議をお願いし、開会の挨拶といたします。

ただ今の出席農業委員は11名です。委員定数の半数以上に達していますので、この総会は成立しました。

また、農地利用最適化推進委員の出席は18名です。

それでは、日程に従いまして、会務報告をお願いします。梅澤局長、お願いします。

○梅澤事務局長

それでは、会務報告をいたします。

2月9日金曜日、午後1時半より、転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第2班、貫井委員、林委員、佐伯委員で行いました。

2月20日火曜日、午後1時半より、転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第3班、円城寺委員、中村委員及び推進委員の山本朝光委員で行いました。

2月28日木曜日、転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第2班、貫井委員、佐伯委員で行いました。

以上です。

○岩品会長

次に、議事録署名人の選任については議長から指名することでご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○岩品会長

ご異議がなければ、こちらから指名します。

今月は議席番号6番、林委員、8番、山本重文委員をお願いします。

議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

○宮内主査

議案書3ページをごらんください。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請につい

て、ご説明いたします。

番号1、区分、売買、所在、用草字天神山、地目、畑、面積1,037平方メートルです。権利者事由は、農業の経営の規模を拡大したい。義務者事由は、相続で農地を取得したが、農業をしていないため売却したい。

番号2、区分、売買、所在、山田台字山田台、地目、畑、面積1,983平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積3,966平方メートルです。権利者事由は、農業経営の規模を拡大したい。義務者事由は、相続で農地を取得したが、農業をしていないため売却したい。

番号3、区分、売買、所在、山田台字宮ノ原、地目、畑、面積1,983平方メートルほか7筆、計8筆の合計面積1万2,534平方メートルです。権利者事由は、農業経営の規模を拡大したい。義務者事由は、相続で農地を取得したが、農業をしていないため売却したいということです。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

最初に、議案第1号、1番について、高橋委員、調査報告をお願いします。

○高橋委員

それでは、議案第1号、1番、農地法第3条申請に係る調査結果について、報告いたします。

当該申請は、平成24年に農業経営基盤強化促進法で、当該農地を借りて耕作をしていた権利者へ、期間満了に伴い申請地を売り渡すための申請でございます。

申請地について、位置はJR八街駅より南西約6キロメートル、八街市スポーツプラザより南西約1キロメートルに位置し、境界は、片側が自己経営農地、もう一方は近隣住民が耕作しており、境界には石杭が打たれており、隣接土地所有者は同意しております。現況は、義務者により約3分の2は既にスナップエンドウが作付けされており、残りの約3分の1はトラクターできれいに耕うんされており、今は何も作付けされていない状況であります。進入路は市道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の不許可基準に該当するか否かについて報告いたします。権利者の所有している主な農機具はトラクターが2台、16馬力と23馬力。トラック2台、軽トラと1トン車でございます。労働力は権利者及びその世帯員が2名で、常時雇用者はありません。年間農作業従事日数は、権利者が約350日であり、世帯員もほぼ同様でございます。また、技術力があり、面積要件については約1.9ヘクタールが畑であり、下限面積の50アールを満たしております。現在所有する農地は全て効率的に耕作しており、過去3年間において農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。そのほか、参考となる事項といたしましては、営農計画は、夏作にスナップエンドウ、冬作にニンジンを用意しております。通作距離は自宅から約50メートルで徒歩で約1分であり、全く問題ございません。

以上の内容から、権利者及び世帯員が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、

申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められ、農地法第3条第2項各号の不許可基準には該当しないことから、本案件は何ら問題ないと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第1号、2番及び3番について、古市委員、調査報告をお願いします。

○古市委員

議案第1号、2番、農地法第3条申請に係る調査結果について、ご報告いたします。

申請地は、市立二州小学校から西北西に約800メートルに位置し、境界は境界杭にて確定しております。現況は、権利者により既に耕作されており、ヤミ耕作の解消となります。進入路は市道に面しており、確保されております。

次に、農地法第3条第2項、不許可基準に該当するか否かについて、報告します。権利者の所有する主な農機具はトラクター6台、耕運機2台、田植え機1台、コンバイン1台、貨物自動車2台です。労働力は権利者と父で、雇用人は3名です。年間作業従事日数は、権利者、父、雇用人ともに300日です。技術力もあり、面積要件についても下限面積の50アールを満たしております。現在権利を有する農地は全て効率的に耕作しており、過去3年間において農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はないことを、事務局にて権利者の住所地の農業委員会に確認しております。また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。権利者は市外に在住ですが、過去に八街市で3条許可を取得した経緯があり、現在も基盤強化法で八街市の農地を借り耕作しているため、問題ありません。その他、参考事項として、営農計画はヤマトイモと落花生を予定しており、通作距離は自宅から約13.2キロメートル、車で約40分。義務者の要望で既に耕作しているため、問題ありません。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められ、農地法第3条第2項不許可基準に該当しないことから、本案件は何ら問題ないものと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

続きまして、議案第1号、3番、農地法第3条申請に係る調査報告について、報告します。

申請地は、市立二州小学校から西北西に約2キロメートルに位置し、境界は境界杭にて確定しております。現況は遊休農地となっておりますが、1年間かけて農地に戻し、耕作できる状態にするとのことで誓約書も提出されております。進入路は、市道と権利者の所有地に面しており、確保されております。

次に、農地法第3条第2項、不許可基準に該当するか否かについて報告します。権利者の所有する主な農機具はトラクター8台、耕運機2台、トラック2台です。労働力は権利者とその妻で、雇用人はいません。年間農作業従事日数は、権利者、妻ともに300日です。技術力もあり、面積要件についても下限面積の50アールを満たしております。現在権利を有する農地は全て効率的に耕作しており、過去3年間において農業経営規模を縮小させる行為を行った事

実はありません。また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。その他、参考事項として、申請地の隣接地を平成28年10月に3条許可により取得しており、今回の申請地を所得することにより約2万平方メートルのまとまった土地になります。営農計画は落花生を予定しており、通作距離は自宅から約3キロメートル、車で約10分で問題ありません。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められ、農地法第3条第2項の不許可基準に該当しないことから、本案件は何ら問題ないと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑をお願いします。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

最初に、議案第1号、1番について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員でありますので、1番については許可することに決定します。

次に、議案第1号、2番について、許可することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、2番については許可することに決定します。

次に議案第1号、3番について、許可することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員でありますので、3番については許可することに決定します。

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請を議題とします。

事務局、説明願います。

○太田主査

それでは、4ページをごらんください。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1、所在、文違字文違野地先、地目、畑、面積250平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積252.01平方メートル。転用目的、専用住宅用地。転用事由、現在社宅に住んでいるが、当該農地を相続で取得したため、専用住宅を建築し移り住みたいというものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

番号2、所在、八街字長谷地先、地目、畑、面積724平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積981平方メートル。転用目的、長屋住宅（2棟）用地。転用事由、アパート経営により安定した収入を得たいというものです。農地の区分は、用途地域に近接し市街化が見込まれる区域内にある農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

最初に、議案第2号、1番について、京増委員、調査報告をお願いします。

○京増委員

議案第2号、1番について、調査報告申し上げます。

まず、申請地はJR八街駅より北に約3キロメートルに位置しており、八街市道に面しており、進入路は確保されております。農地区分としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針の28ページの⑤（b）に該当するため、第2種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は専用住宅用地ということですが、申請面積は約250平方メートルであり、建築面積とその関係においても面積妥当と思われれます。資金の確保につきましては、自己資金及び借入金にて賄う計画となっております。申請地には、小作人等の権利移転に対して支障となるものはありません。次に、周辺農地の営農条件への支障についてですが、隣接する農地は全て自己所有の農地になっており、雨水は敷地内浸透、排水等は浄化槽処理をして集水桝へ放流する計画となっておりますので、支障はないものと思われれます。また、申請地は土地改良受益地ではありません。工事中の防災面ですが、面する市道が通学路になっており、通学時間に配慮し安全に工事を行うとのこと。権利者は、現在社宅に居住のため、申請地に専用住宅地を建築したいとの理由もあり、必要性についても認められ、あわせて、許可後速やかに事業を行うものと判断いたしました。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は問題ないものと思われれます。

以上で調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第2号、2番について、青木委員、調査報告をお願いします。

○青木委員

議案第2号、農地法第4条規定による許可申請について、議案第2号、2番、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、市役所より北東方向に500メートルに位置し、八街市道に面しており、進入路は確保されております。農地区分としては、事務指針の27ページの（a）の④（イ）に該当するため、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、申請地に長屋住宅2棟を建築するとのこと。申請面積は981平方メートルであり、建築面積との関係においても面積妥当と思われれます。また、地盤を整地

し、埋め立てを行わないとのことです。資金の確保につきましては、借入金で賄うとのことです。用水は市営水道より接続し、雨水につきましては浸透柵で敷地内処理し、汚水雑排水は合併浄化槽から市道側溝へ流すとのことです。周辺農地は申請者の農地の所有であるため、何ら支障ないものと思われまます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題はないと思われまます。

以上、調査報告を終わります。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、ただいま報告のありました議案第2号、1番及び2番の質疑をお願いします。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

最初に、議案第2号、1番について、許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、1番については許可相当で決定します。

次に、議案第2号、2番について、許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、2番については許可相当で決定します。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

○太田主査

それでは、5ページをごらんください。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1、所在、朝日字梅里地先、地目、畑、面積1,221平方メートル。区分、売買、転用目的、太陽光発電施設用地、転用事由、当該申請地に太陽光発電施設を設置し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業により安定した収入を得たいというものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

番号3、所在、大谷流字瀬田入地先、地目、山林現況畑、面積340平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積978.16平方メートル。区分、売買、転用目的、建売分譲住宅(2棟)及び道路用地。転用事由、不動産業を営む権利者が、建売分譲住宅2棟を建築し販売するものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由

から、第2種農地と判断されます。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

最初に、議案第3号、1番について、青木委員、調査報告をお願いします。

○青木委員

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、議案第3号、1番について、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、市役所より北東方向へ約2.6キロメートルに位置し、八街市道に面しており、進入路は確保されております。農地区分としては、事務指針28ページの⑤の(b)に該当するため、第2種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、申請地に太陽光発電施設を設置し、クリーンエネルギーを生産する計画となっております。申請面積は1,221平方メートルです。隣接地に非農地として認定されております2,702平方メートルと合計3,923平方メートルです。造成は整地のみで、パネル1,344枚、パワーコンディショナー7台の施設を設置することです。資金につきましては自己資金で賄うとのこと。隣接農地の所有者はありません。用水なし、汚水、雑排水なし、雨水は敷地内で浸透させ、雨水の流出を防ぐために簡単な堰堤を作り、周囲はフェンスで囲うとのこと。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないと思われま

す。以上、調査報告を終わります。

○岩品会長

次に、議案第3号、3番について、中嶋委員、調査報告をお願いします。

○中嶋委員

それでは、議案第3号、3番について、現地調査の結果を報告いたします。

この申請は、建売分譲住宅2棟の建設と、それに伴います道路用地の確保を目的とした申請でございます。

初めに、立地基準ですが、申請地は八街駅より南西4キロメートル、川上小学校の東側約100メートルの場所に所在します。近隣には農地と住宅団地が見受けられる地域であります。今回の申請地は、住宅団地が計画されていると見られます、全体的に約2ヘクタールの一角にございまして、区画内には既に30戸の住宅が建設されています。対象地の農地区分といたしましては、事務指針28ページ⑤の(b)公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地として、第2種農地に該当すると判断されます。

次に、一般基準ですが、申請の目的は、建売住宅に2棟、それに伴う道路用地であります。権利者は本店を八街市内に置きまして、不動産の販売や建築事業を営んでおりまして、宅地建物取引業者の免許も有している事業者であります。許可後は申請の目的に沿った土地利用がされるものと判断されます。事業資金については自己資金となっております。申請地には、小作

関係その他権利移転について支障となるものは見受けられません。土地利用の方法としては、埋め立て等を行わず整地のみを行うこととなっております。なお、南側に畑がございますが、申請地との境界は約1メートルの高さのコンクリートブロックで仕切られておりまして、明確に区分されております。住宅の家庭雑排水は合併浄化槽を設置いたしまして、雨水を含め、住宅団地内で処理されることになるということでございます。したがって、隣接近隣農地への影響はないものと思われまます。また、今回の転用面積は978平方メートルであります。住宅1棟当たりの宅地面積は、それぞれ340平方メートルと341平方メートルということであり、住宅の許可基準上限、約500平方メートルの範囲内となっております。申請地は土地改良事業の受益地ではございません。

以上、立地基準、一般基準ともに、問題はないものと判断されます。

この申請について1つ問題がございましたので、加えて報告をさせていただきます。

今回の申請に先立ちまして、平成22年8月に申請人、当事者両名の間で既に登記がされております。この農地ですが、議案書記載のとおり、地目、山林現況畑4筆でございますが、分筆前の土地2、700平方メートルについて登記がされております。このことについて、申請人から始末書を徴収しまして、嚴重注意ということをしてしております。そのことを含めて報告申し上げます。

以上でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、ただいま報告のありました、議案第3号、1番及び3番の質疑をお願いします。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

最初に、議案第3号、1番について、許可相当で決定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、1番については許可相当で決定します。

次に、議案第3号、3番について、許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、3番については許可相当で決定します。

次に、議案第4号、軽微な農地改良事業適合証明の交付についてを議題とします。

事務局、説明願います。

○太田主査

それでは、6ページをごらんください。議案第4号、軽微な農地改良事業適合証明の交付について、ご説明いたします。

番号1から番号8は同一事業のため、一括してご説明いたします。番号1、所在、吉倉字鎌田、地目、田、面積1,176平方メートル。番号2、所在同じく、地目、畑及び田、面積2,97平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積8,553平方メートル。番号3、所在、吉倉字広田、地目、田、面積152平方メートル。番号4、所在、吉倉字鎌田、地目、田、面積1,229平方メートル。番号5、所在、地目同じく、面積333平方メートルほか4筆、計5筆の合計面積2,976平方メートル。番号6、所在、地目同じく、面積651平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積1,186平方メートル。番号7、所在、地目同じく、面積1,044平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積1,374平方メートル。番号8、所在、吉倉字広田、地目、田、面積59平方メートル。目的、単純埋立による軽微な農地改良です。工事の期間は平成30年4月1日から平成30年6月30日までです。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、議案第4号、1番から8番について、担当区域の山本朝光委員の調査報告をお願いします。

○山本朝光委員

それでは、議案第4号、軽微な農地改良事業適合証明の交付につきまして、番号1から8につきましては同一内容でございますので、一括して調査報告をいたします。

申請地はJR八街駅より南西へ4.1キロメートルに位置し、県道川上八街線に面した農地であります。現在は休耕田で荒廃しておりますが、一体的に単純埋立の農地改良を行い、耕作者が継続して作付けを行うものであります。作付けは白菜、ニンジン、キャベツ等を予定しております。搬入いたします土砂は、千葉市中央区仁戸名町にあります土砂採取場から搬入します。盛り土の高さは、現在の高さより70センチメートルから最大で1メートル必要とのことです。隣接農地への影響及び被害防除として、素掘りの排水路があり、土砂や雨水の流出を防止する計画でございます。このことから、周囲への被害はないと思われま

す。以上、調査報告を終わります。

○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑をお願いします。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

最初に、議案第4号、1番について、交付することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、1番については交付することに決定します。

次に、報告第4号、2番について、交付することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、2番については交付することに決定します。

次に、報告第4号、3番について、交付することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、3番については交付することに決定します。

次に、報告第4号、4番について、交付することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、4番については交付することに決定します。

次に、報告第4号、5番について、交付することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、5番については交付することに決定します。

次に、報告第4号、6番について、交付することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、6番については交付することに決定します。

次に、報告第4号、7番について、交付することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、7番については交付することに決定します。

次に、報告第4号、8番について、交付することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、8番については交付することに決定します。

次に、議案第5号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないものであることの認定についてを議題とします。

事務局、説明願います。

○太田主査

それでは、8ページをご覧ください。報告第5号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないものであることの認定について、ご説明いたします。

これは、農地利用状況調査において、現況が山林、原野化している等、農地に復元して利用することが著しく困難なものとして、国の定める基準に従って非農地と判断するか否かを対象

とした土地です。調査については、転用事実確認とあわせて平成30年2月9日に、貫井委員、林委員、佐伯委員、事務局から宮内主査、太田にて調査いたしました。また、平成30年2月20日に円城寺委員、中村委員、山本朝光推進委員、事務局から宮内主査、太田にて調査いたしました。調査結果は表に示したとおりでございます、合計24筆、1万6,249平方メートルを非農地と判断し、認定を求めるものです。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、質疑をお願いします。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第5号について、認定することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、議案第5号は認定することに決定します。

会議中ですが、ここで15分間の休憩をいたします。

休憩 午後4時11分

再開 午後4時24分

○岩品会長

それでは、会議を再開します。

議案第6号、農用地利用集積計画(案)の承認についてを議題とします。

事務局、説明願います。

○宮内主査

それでは、議案書10ページをごらんください。議案第6号、農用地利用集積計画(案)の承認について、ご説明いたします。

本件につきましては、平成30年2月16日付で八街市長から、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められております。

番号1、所在、八街字西光明坊、地目、畑、面積1,379平方メートル。所在、八街字大清水、地目、畑、面積532平方メートルほか1筆。所在、八街字追分台、地目、畑、面積2,426平方メートルほか1筆、計5筆の合計面積9,812平方メートルです。利用権の種類は賃貸借、期間は3年、新規です。

番号2、所在、八街字笹引、地目、畑、面積1,990平方メートル。利用権の種類は賃貸借、期間は5年、再設定です。

番号3、所在、四木字西四木、地目、畑、面積1,432平方メートルほか9筆、合計10筆の合計面積1万3,653平方メートルです。利用権の種類は賃貸借、期間は5年、再設定です。

続きまして、次のページ、番号4、所在、四木字西四木、地目、畑、面積495平方メートル。利用権の種類は賃貸借、期間は5年、再設定です。

番号5、所在、東吉田字鶴ヶ沢入、地目、畑、面積1,768平方メートル。利用権の種類は使用貸借、期間は6年、新規です。

番号6、所在、八街字立合松北、地目、山林現況畑、面積5,424平方メートルです。利用権の種類は賃貸借、期間は5年、新規です。

ただいまご説明いたしました番号1から6までの案件につきましては、農業経営基盤促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第6号について承認することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、議案第6号は承認することに決定します。

次に、議案第7号、農用地利用配分計画(案)の承認についてを議題とします。

事務局、説明願います。

○宮内主査

議案書12ページをごらんください。議案第7号、農用地利用配分計画(案)の承認について、ご説明いたします。

本件につきましては、平成30年2月15日付で八街市長から、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定により、農用地利用配分計画の意見を求められております。

番号1、所在、八街字立合松北、地目、山林現況畑、面積5,424平方メートル。利用権の種類は賃貸借、期間は認可の公告日から平成35年3月8日まで、新規です。

ただいまご説明しました番号1番につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。

○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

議案第7号について承認することに賛成委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○岩品会長

挙手全員ですので、議案第7号は承認することに決定します。

次に、報告第1号から第3号についてを議題とします。

事務局、説明願います。

○太田主査

それでは、13ページをごらんください。

報告第1号、農地法施行規則第29条第1号の規定による農地転用の届出について、ご説明いたします。

番号1、所在、用草字矢ノ作地先、地目、山林現況畑、面積155平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積1,146平方メートル。目的、遊水池用地、事業内容、当該申請地は地盤が低く農地の利用が困難であるため、周辺農地の雨水冠水対策として当該申請地を遊水池として利用し、地域に貢献したいというものです。

続きまして、14ページをごらんください。

報告第2号、軽微な農地改良の届出について、ご説明いたします。

番号1、所在、四木字東四木地先、地目、畑、面積1,983平方メートルのうち246.77平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積478平方メートル。目的、単純埋立による軽微な農地改良です。工事の期間は平成30年3月1日から平成30年5月31日までです。

○宮内主査

続きまして、報告第3号、農用地利用集積計画の中途解約に係る通知について、ご説明いたします。

番号1、所在、四木字東四木、地目、原野現況畑及び地目、畑、11筆合計面積1万6,301平方メートル。合意の成立日が平成30年2月15日、土地引渡時期、平成30年2月28日です。

以上です。

○岩品会長

ただいまの報告第1号から第3号については報告事項でありますので、事務局の説明をもって終了しますが、何かご質問等がありますでしょうか。

○藤崎委員

報告第3号なんですけど、途中解約というのは、合意は2月15日にして2月28日に解約というのは、何もせずに取り下げた、借りなかったということで理解していいですか。

○宮内主査

こちらは、借受人の方がずっと耕作をしていたんですけども、貸し主の子どもがここに帰ってきてまして。その子が農業を再開するというので、借り主の方で一応契約を解除して、その話し合いがもたれたのが2月15日。その間手続がありまして、2月28日から今度は貸し主の息子さんが農業を再開するということになっております。

○岩品会長

ほかにごございますか。

(「質疑なし」の声あり)

○岩品会長

質問がなければ、本日の議題の審議は全て終了いたしました。

事務局に今後はお返しします。

○梅澤事務局長

閉会を宣す。(午後4時34分)

議事録署名人

議 長

6 番

8 番